

令和 8 年度

千葉県企業局水道用水供給事業  
水質検査計画

千葉県企業局用水供給部

## 目次

1. 基本方針 .....	- 1 -
2. 水道用水供給事業の概要 .....	- 1 -
3. 水質状況及び水質管理上留意すべき項目 .....	- 3 -
4. 水質検査を行う地点 .....	- 4 -
5. 水質検査項目及び検査頻度 .....	- 5 -
6. 臨時の水質検査 .....	- 6 -
7. 水質検査の方法 .....	- 6 -
8. 水質検査の委託の範囲 .....	- 6 -
9. 水質検査の精度及び信頼性の確保 .....	- 7 -
10. 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し .....	- 7 -
11. 水質検査計画及び検査結果の公表 .....	- 8 -
12. 関係者との連携 .....	- 8 -

## 1. 基本方針

千葉県企業局水道用水供給事業（以下、「当局水道用水供給事業」といいます。）では、安全・安心な水道用水を九十九里地域及び南房総地域の給水対象水道事業者へ供給するため、水源から浄水場を経て給水地点に至る各段階で水質検査を行っています。

水質検査は水質管理の一部であり、供給される水道用水が法令に適合しているかを判定するために大変重要な役割を果たしています。

そのため、水道法施行規則第15条第6項において事業年度ごとに策定が規定されている水質検査計画を以下の基本方針に基づき策定し、計画的な水質検査を実施します。

### (1) 検査地点

検査地点は、法令で義務付けられている給水対象水道事業者への水道用水の受渡し地点である配水場（給水地点）に加え、水源である河川水（栗山川）や湖沼水（東金ダム及び長柄ダム）、浄水場に入る水（原水）、浄水場及び送水設備から送り出す水（浄水）とします。

### (2) 検査項目

検査項目は、法令で義務付けられている「毎日検査項目」及び「水質基準項目」のほか、水質管理上留意すべき項目として示されている「水質管理目標設定項目」及び「その他必要と判断される項目」とします。

### (3) 検査頻度

水質検査の頻度は、法令に基づき水源の状況、検査対象項目の検出状況等を考慮して決定します。

### (4) 水質検査

水質検査は、当局用水供給部職員による自己検査を原則とします。なお、機器の整備状況から一部項目は委託により検査を行います。

## 2. 水道用水供給事業の概要

### (1) 給水対象水道事業者及び給水対象市町村

当局水道用水供給事業は、九十九里地域及び南房総地域に水道用水を供給するものであり、給水対象水道事業者（給水対象市町村）は、九十九里地域で3水道事業者（13市町村）、南房総地域で2水道事業者（8市町）です（表—1）。

### (2) 浄水場の名称及び水源の種類

当局水道用水供給事業は、4箇所の浄水場（九十九里地域：光浄水場、東金浄水場、長柄浄水場、南房総地域：大多喜浄水場）を有しており、その水源は利根

川水系利根川（栗山川）及び房総導水路（東金ダム及び長柄ダム）です（表—2）。

(3) 浄水場の浄水処理方法

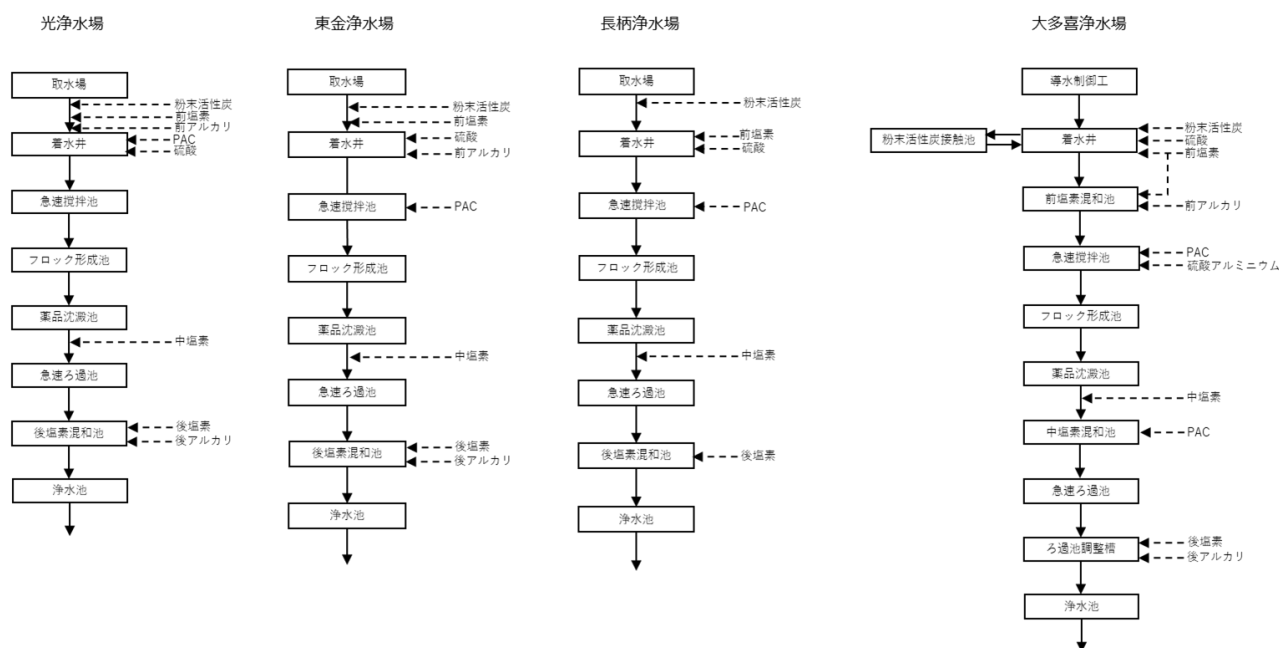
各浄水場の浄水処理フローは図—1のとおりです。

表—1 給水対象水道事業者及び給水対象市町村

地域名	給水対象水道事業者	給水対象市町村
九十九里地域	八匝水道企業団	匝瑳市、横芝光町（光地区）
	山武郡市広域水道企業団	東金市、山武市（成東、松尾、蓮沼地区）、大網白里市、九十九里町、横芝光町（横芝地区）
	長生郡市広域市町村圏組合	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
南房総地域	夷隅郡市広域市町村圏事務組合	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
	安房郡市広域市町村圏事務組合	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町

表—2 各浄水場の水源

水系名	水源	取水地点	浄水場名	施設能力（m <sup>3</sup> /日）
利根川水系	栗山川	光取水場	光浄水場	29,860
	房総導水路（東金分水工・東金ダム）	東金取水場	東金浄水場	72,000
	房総導水路（長柄ダム）	長柄取水場Ⅰ 長柄取水場Ⅱ	長柄浄水場	92,240
	房総導水路（長柄ダム）	導水制御工	大多喜浄水場	42,330
合計				236,430



図一 1 各浄水場の浄水処理フロー

### 3. 水質状況及び水質管理上留意すべき項目

当局の水道用水供給事業は水源を利根川に依存しています。千葉県香取市佐原地先の利根川両総水門より導水した後、両総用水共用施設（九十九里地域や利根川下流沿岸地域への農業用水との共用施設）を経て、栗山川からは光浄水場、房総導水路東金分水工からは東金浄水場、長柄ダムからは長柄浄水場、大多喜浄水場がそれぞれ取水しています。

利根川流域には多くの人が生活するとともに、工場等も多数立地しているため、水質汚染や水質事故のリスクが高い状況です。また、栗山川は生活排水及び畜産排水等の影響もあり、水質が良好とは言えません。

一方、東金ダム及び長柄ダムは富栄養化の様相を呈していることから、植物プランクトンの繁殖状況によっては、pH値の上昇や臭気異常（かび臭等）が見られることがあります。各浄水場の水質状況及び水質管理上留意すべき項目は、表一 3のとおりです。

表一 3 各浄水場の水質状況

浄水場名		原水水質状況	水質管理上留意すべき項目	
			原水	浄水
九十九里地域	光浄水場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栗山川から取水している。</li> <li>・上流には畜産農家が多く、非灌漑期には、アンモニア態窒素が高濃度で検出されることがある。</li> <li>・有機物量が多いためトリハロメタンが増加しやすい状況にある。</li> <li>・耐塩素性病原生物であるクリプトスポリジウム等がしばしば検出されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンモニア態窒素</li> <li>・有機物</li> <li>・かび臭</li> <li>・クリプトスポリジウム等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かび臭物質</li> <li>・トリハロメタン</li> <li>・塩素酸</li> <li>・残留塩素</li> </ul>
	東金浄水場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栗山川の水を揚水した後、房総導水路東金分水工より直接取水しているため、光浄水場の原水水質と同様の特徴を呈している。</li> <li>・房総導水路の点検等により栗山川から揚水出来ない時は、東金ダムから取水するが、植物プランクトンの繁殖状況によっては、原水pH値の上昇や臭気異常（かび臭等）が見られることがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンモニア態窒素</li> <li>・有機物</li> <li>・かび臭</li> <li>・クリプトスポリジウム等</li> <li>・pH値</li> <li>・植物プランクトン</li> </ul>	
	長柄浄水場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長柄ダムから取水している。長柄ダムの水は、栗山川で揚水された水が、房総導水路を経て長柄ダムへ注水・貯留されたものである。滞留中に濁度成分が沈降するため、河川直接取水に比べ低濁度で安定している。</li> <li>・植物プランクトンの繁殖状況によっては、原水pH値の上昇や臭気異常（かび臭等）が見られることがある。</li> <li>・有機物量が多いためトリハロメタンが増加しやすい状況にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有機物</li> <li>・かび臭</li> <li>・クリプトスポリジウム等</li> <li>・pH値</li> <li>・植物プランクトン</li> </ul>	
南房総地域	大多喜浄水場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長柄ダムから約30kmに及ぶ南房総導水路を経て取水している。水質は長柄浄水場原水と同様の特徴を呈している。</li> </ul>		

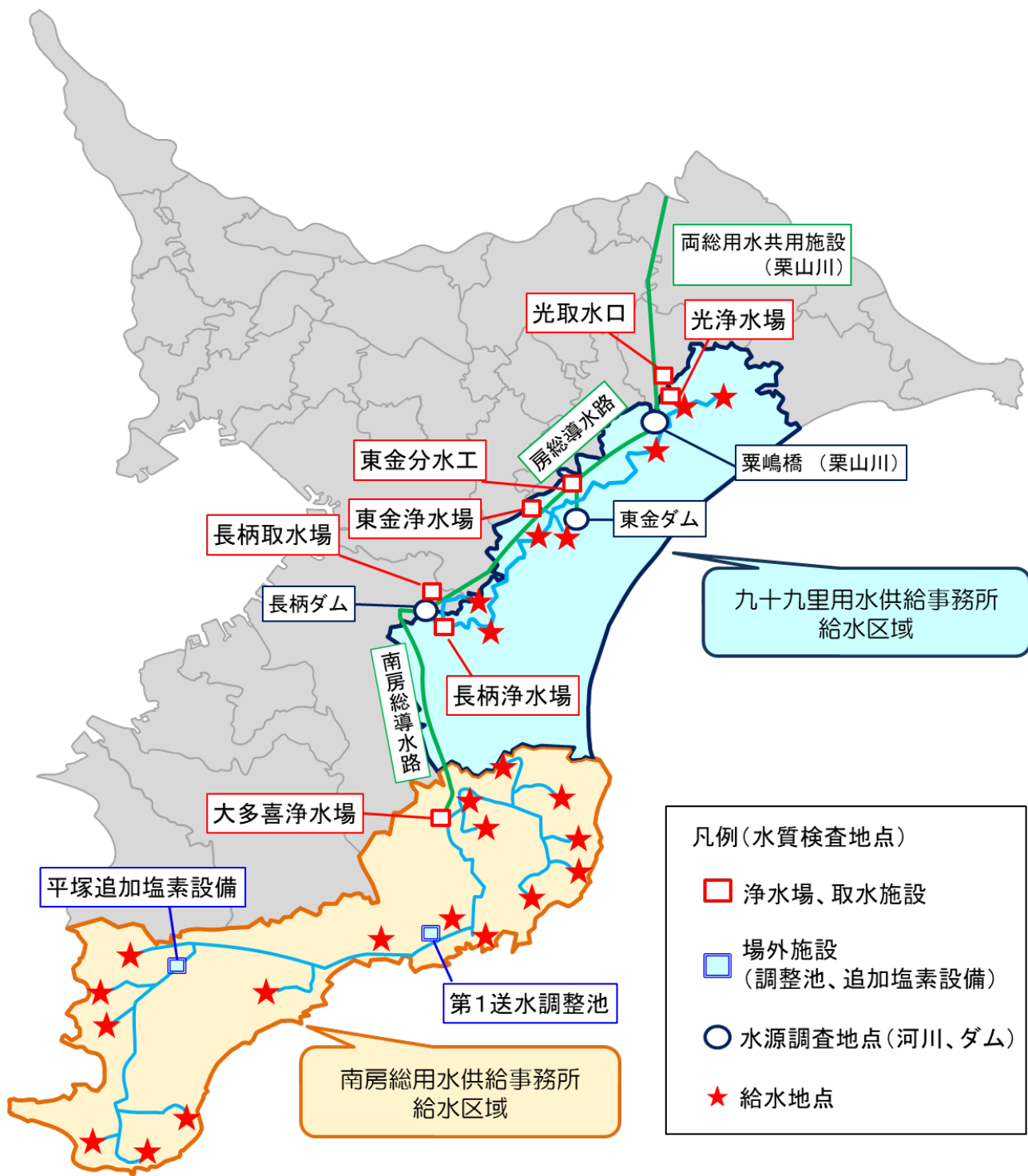
#### 4. 水質検査を行う地点

##### (1) 九十九里地域

給水地点（7箇所）に加え、浄水処理過程及び送水過程の水質を適切に管理するため、栗山川栗嶋橋、東金ダム及び長柄ダム（水源）、各浄水場の取水地点（原水）及び浄水池（浄水）を水質検査地点とします（図一2）。

##### (2) 南房総地域

給水地点（17箇所）に加え、浄水処理過程及び送水過程の水質を適切に管理するため、浄水場着水井（原水）、浄水場浄水池（浄水）、第1送水調整池、平塚追加塩素設備を水質検査地点とします（図一2）。



図一 2 水質検査地点の概略図

## 5. 水質検査項目及び検査頻度

### (1) 毎日検査項目

法令で毎日1回以上検査することが義務付けられている項目であり、各浄水場における送水系統の末端に位置する給水地点で検査を行います(別表—1及び別表—6)。

## (2) 水質基準項目

法令で検査することが義務付けられている項目であり、原則給水地点で行うよう規定されていますが、原水水質監視及び浄水処理状況の把握のため、水源～給水地点の各地点で検査を行います（別表—2及び別表—7）。

なお、検査回数は、法令により項目ごとに規定されており、一定の条件下においては減ずることができる項目がありますが、水質の安全・安心を確保するため回数を減ずることなく検査を実施します。

## (3) 水質管理目標設定項目

水質基準項目に準じて検査すべきとされている項目であり、水源～給水地点の各地点で原則3ヶ月に1回以上検査を行います（別表—3～4及び別表—8～9）。

## (4) その他項目

原水水質監視もしくは浄水処理を行う上で薬品注入率の指標となるなど、その他必要と判断される項目について検査を行います（別表—5及び別表—10）。

## 6. 臨時の水質検査

次の状況が発生した場合、臨時の水質検査を実施します。

- (1) 定期検査により水質異常が判明したとき。
- (2) 水源に異常があったとき、又は水源の水質が著しく悪化したとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等で消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 何らかの事由により水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

## 7. 水質検査体制

水質検査は、自己検査を原則とし、国が定めた検査方法に基づき実施します。なお、機器の整備状況から一部項目については国の登録を受けた水質検査機関に委託します。

## 8. 水質検査の委託の範囲

### (1) 九十九里地域

委託で実施する検査項目及び頻度の詳細は、別表—1～5のとおりです。

また、臨時検査を委託する場合も継続的に水質を評価する観点から、原則として定期検査と同一の水質検査機関に委託するものとします。

なお、試料の採取は、当局用水供給部職員が行い、東金浄水場にて委託水質検査機関に引き渡します。試料の運搬は、委託水質検査機関が行います。

## (2) 南房総地域

委託で実施する検査項目及び頻度の詳細は、別表一6～10のとおりです。

また、臨時検査を委託する場合も継続的に水質を評価する観点から、原則として定期検査と同一の水質検査機関に委託するものとします。

なお、試料の採取は、当局用水供給部職員が行い、大多喜浄水場にて委託水質検査機関に引き渡します。試料の運搬は、委託水質検査機関が行います。

## 9. 水質検査の精度及び信頼性の確保

### (1) 水質検査の精度

水質検査の精度は、原則として水質基準値の 1/10 の定量下限値を確保するとともに、水質基準値の 1/10 付近の測定における変動係数（測定値のバラツキ具合を示す数値）が金属類などの無機物で 10%以下、トリハロメタンなどの有機物で 20%以下となるよう検査を行います。

また、内部精度管理及び、環境省や千葉県健康福祉部が実施する外部精度管理を通じて水質検査の精度向上に努めます。

### (2) 信頼性の確保

検査方法ごとに標準作業手順書(SOP)を作成することで作業内容、検査手順を統一し、SOPを遵守することで、水質検査結果の信頼性を確保します。

また、標準作業手順書の作成・変更時には、検査方法が妥当なものであるか、「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」に沿って評価します。

水質検査機器等については、機器の耐用年数や日常点検の結果を踏まえ、計画的な更新に努めるとともに、測定結果の信頼性及び精度を確保するため、専門業者による点検を定期的に行います。

## 10. 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し

### (1) 水質検査結果の評価

水質検査結果については、検査毎に水質基準値や過去の検査結果と比較し、評価を行い、異常があれば原因究明等必要な措置を講じます。

### (2) 水質検査計画の見直し

水質検査計画は水質基準等の改正や検査結果に応じて必要な見直しを行います。

#### 11. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び検査結果については、当局用水供給部のホームページで公表します。

#### 12. 関係者との連携

- (1) 房総導水路管理者である（独）水資源機構と水質異常や水質事故等に関する情報の共有化を図ります。
- (2) 利根川・荒川水系を水源とする水道事業者により組織される「利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会」から、利根川水系で発生する水質事故情報等を速やかに入手できるような体制を整備します。また、県内河川で発生した水質事故については、千葉県異常水質対策要領に基づき千葉県環境生活部水質保全課が発信する情報を入手します。
- (3) 水質異常発生時には、千葉県水道水質管理計画に基づき千葉県水政課へ情報提供し、連携を図ります。
- (4) 給水対象水道事業者と水質に関する情報交換を積極的に行います。

別表－1 九十九里地域における検査項目及び検査頻度（毎日検査項目）

毎日検査項目		検査方法	(検査回数/日) 給水地点(*1)
1	色	委託	1
2	濁り	委託	1
3	残留塩素	委託	1

\*1 : 各浄水場における送水系統の末端に位置する八日市場配水場、大網配水場及び大沢配水場で行います。

別表-2 九十九里地域における検査項目及び検査頻度（水質基準項目）

(検査回数/年)

	水質基準項目	検査方法	水質基準値	単位	法令に定める検査頻度(*1)	給水地点		浄水場(*2)		水源	
						配水場	浄水	原水	河川 (栗山川栗崎橋)		東金ダム 長柄ダム
健康に関する項目	1 一般細菌	自己	100以下	CFU/mL	月1回以上	12	12	12	12		
	2 大腸菌	自己	検出されないこと			12	12	12	12		
	3 カドミウム及びその化合物	自己	0.003以下	mg/L		4	12	12	12		
	4 水銀及びその化合物	自己	0.0005以下	mg/L		4	12	12	12		
	5 セレン及びその化合物	自己	0.01以下	mg/L		4	12	12	12		
	6 鉛及びその化合物	自己	0.01以下	mg/L		4	12	12	12		
	7 ヒ素及びその化合物	自己	0.01以下	mg/L		4	12	12	12		
	8 六価クロム化合物	自己	0.02以下	mg/L		4	12	12	12		
	9 亜硝酸態窒素	自己	0.04以下	mg/L		12	12	12	12	12	
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	委託	0.01以下	mg/L		4	4	4	4		
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	自己	10以下	mg/L		12	12	12	12	12	12
	12 フッ素及びその化合物	自己	0.8以下	mg/L		4	12	12	12		
	13 ホウ素及びその化合物	自己	1.0以下	mg/L		4	12	12	12		
	14 四塩化炭素	自己	0.002以下	mg/L		4	12	12	12		
	15 1,4-ジオキサン	自己	0.05以下	mg/L		4	12	12	12		
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	自己	0.04以下	mg/L		4	12	12	12		
	17 ジクロロメタン	自己	0.02以下	mg/L		4	12	12	12		
	18 テトラクロロエチレン	自己	0.01以下	mg/L		4	12	12	12		
	19 トリクロロエチレン	自己	0.01以下	mg/L		4	12	12	12		
	20 ベルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	委託	0.00005以下	mg/L	年4回以上	4	4	4	4		
	21 ベンゼン	自己	0.01以下	mg/L	4	12	12	12			
	22 塩素酸	自己	0.6以下	mg/L	12	12					
	23 クロロ酢酸	委託	0.02以下	mg/L	4	4					
	24 クロロホルム	自己	0.06以下	mg/L	12	12					
	25 ジクロロ酢酸	委託	0.03以下	mg/L	4	4					
	26 ジブromokロロメタン	自己	0.1以下	mg/L	12	12					
	27 臭素酸	委託	0.01以下	mg/L	4	4					
	28 総トリハロメタン	自己	0.1以下	mg/L	12	12					
	29 トリクロロ酢酸	委託	0.03以下	mg/L	4	4					
	30 ブロモジクロロメタン	自己	0.03以下	mg/L	12	12					
	31 ブロモホルム	自己	0.09以下	mg/L	12	12					
	32 ホルムアルデヒド	委託	0.08以下	mg/L	4	4					
33 亜鉛及びその化合物	自己	1.0以下	mg/L	4	12	12	12				
34 アルミニウム及びその化合物	自己	0.2以下	mg/L	4	12	12	12				
35 鉄及びその化合物	自己	0.3以下	mg/L	4	12	12	12	12	12		
36 銅及びその化合物	自己	1.0以下	mg/L	4	12	12	12				
37 ナトリウム及びその化合物	自己	200以下	mg/L	4	12	12	12				
38 マンガン及びその化合物	自己	0.05以下	mg/L	4	12	12	12	12	12		
39 塩化物イオン	自己	200以下	mg/L	月1回以上	12	12	12	12	12		
40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	自己	300以下	mg/L	年4回以上	4	12	12	12			
41 蒸発残留物	自己	500以下	mg/L	年4回以上	4	12	12	12			
42 陰イオン界面活性剤	委託	0.2以下	mg/L	年4回以上	4	4	4	4			
43 ジェオスミン	自己	0.00001以下	mg/L	発生時期に月1回以上	12	12	12	12	12		
44 2-メチルインボルネオール	自己	0.00001以下	mg/L	発生時期に月1回以上	12	12	12	12	12		
45 非イオン界面活性剤	委託	0.02以下	mg/L	年4回以上	4	4	4	4			
46 フェノール類	委託	0.005以下	mg/L	年4回以上	4	4	4	4			
47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	自己	3以下	mg/L	月1回以上	12	12	12	12	12		
48 pH値	自己	5.8以上8.6以下		月1回以上	12	12	12	12	12		
49 味	自己	異常でないこと		月1回以上	12	12	12	12	12		
50 臭気	自己	異常でないこと		月1回以上	12	12	12	12	12		
51 色度	自己	5以下	度	月1回以上	12	12	12	12	12		
52 濁度	自己	2以下	度	月1回以上	12	12	12	12	12		

\*1 : 法令の対象となる検査地点は給水地点のみです。

\*2 : 浄水場では維持管理のための水質検査を別途実施しています。

別表-3 九十九里地域における検査項目及び検査頻度（水質管理目標設定項目）

(検査回数/年)

水質管理目標設定項目	検査方法	目標値 (P:暫定値)	単位	給水地点	浄水場(*1)		水源		
				配水場	浄水	原水	河川 (栗山川栗嶋橋)	東金ダム 長柄ダム	
1 アンチモン及びその化合物	自己	0.02以下	mg/L	4	4	4	4		
2 ウラン及びその化合物	自己	0.002P以下	mg/L	4	4	4	4		
3 ニッケル及びその化合物	自己	0.02以下	mg/L	4	4	4	4		
4	No.4に設定されていた亜硝酸態窒素は、平成26年度から水質基準項目に移行されました。								
5 1,2-ジクロロエタン	自己	0.004以下	mg/L	4	4	4	4		
6	No.6に設定されていたトランス-1,2-ジクロロエチレンは平成21年度から水質基準項目に移行されました。								
7	No.7に設定されていた1,1,2-トリクロロエタンは削除されました。								
8 トルエン	自己	0.4以下	mg/L	4	4	4	4		
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	委託	0.08以下	mg/L	4	4	4	4		
10 亜塩素酸	-	0.6以下	mg/L	二酸化塩素を使用していないため、検査を省略					
11	No.11に設定されていた塩素酸は平成20年度から水質基準項目に移行されました。								
12 二酸化塩素	-	0.6以下	mg/L	二酸化塩素を使用していないため、検査を省略					
13 ジクロロアセトニトリル	委託	0.01P以下	mg/L	4	4				
14 抱水クロラール	委託	0.02P以下	mg/L	4	4				
15 農薬類	委託	1以下(*2)			2(*3)	2(*3)			
16 残留塩素	自己	1以下	mg/L	12(*4)	12				
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	自己	10以上100以下	mg/L	水質基準と重複する項目					
18 マンガン及びその化合物	自己	0.01以下	mg/L	水質基準と重複する項目					
19 遊離炭酸	委託	20以下	mg/L	4	4				
20 1,1,1-トリクロロエタン	自己	0.3以下	mg/L	4	4	4	4		
21 メチル-t-ブチルエーテル	自己	0.02以下	mg/L	4	4	4	4		
22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	-	3以下	mg/L	水質基準項目(全有機炭素(TOC)の量)の検査で代替できるため省略					
23 臭気強度(TON)	委託	3以下				4	4		
24 蒸発残留物	自己	30以上200以下	mg/L	水質基準と重複する項目					
25 濁度	自己	1以下	度	水質基準と重複する項目					
26 pH値	自己	7.5程度		水質基準と重複する項目					
27 腐食性(ランゲリア指数)	委託	-1程度以上とし 種力0に近づける		4	4	4	4		
28 従属栄養細菌	自己	2000P以下	CFU/mL	12	12	12	12		
29 1,1-ジクロロエチレン	自己	0.1以下	mg/L	4	4	4	4		
30 アルミニウム及びその化合物	自己	0.1以下	mg/L	水質基準と重複する項目					
31	No.31に設定されていたペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)は令和8年度から水質基準項目に移行されます。								

\*1 : 浄水場では維持管理のための水質検査を別途実施しています。

\*2 : 検出値を各目標値で除した値を合計し、その合計値が1以下であることを示します。検査項目は別表-4に示す115項目とします。

\*3 : 検査地点は光浄水場原水及び浄水とします。

\*4 : 毎月1回の職員による検査の他に、別表-1に示す毎日水質検査を行っています。

別表-4 九十九里地域における検査項目（農薬類）

番号	農薬名	目標値	単位	番号	農薬名	目標値	単位
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.06	mg/L	58	チウラム	0.02	mg/L
2	2,2-DPA(ダラボン)	0.08	mg/L	59	チオジカルブ	0.08	mg/L
3	2,4-D(2,4-PA)	0.02	mg/L	60	チオファネートメチル	0.3	mg/L
4	EPN	0.004	mg/L	61	チオベンカルブ	0.02	mg/L
5	MCPA	0.005	mg/L	62	テフリルトリオン	0.002	mg/L
6	アシュラム	0.9	mg/L	63	テルブカルブ(MBPMC)	0.02	mg/L
7	アセフェート	0.006	mg/L	64	トリクロピル	0.006	mg/L
8	アトラジン	0.01	mg/L	65	トリクロロホン(DEP)	0.005	mg/L
9	アニロホス	0.003	mg/L	66	トリシクラゾール	0.1	mg/L
10	アミトラズ	0.006	mg/L	67	トリフルラリン	0.06	mg/L
11	アラクロール	0.03	mg/L	68	ナプロパミド	0.03	mg/L
12	イソキサチオン	0.005	mg/L	69	バラコート	0.01	mg/L
13	イソフェンホス	0.001	mg/L	70	ピペロホス	0.0009	mg/L
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	mg/L	71	ピラクロニル	0.01	mg/L
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3	mg/L	72	ピラゾキシフェン	0.004	mg/L
16	イプフェンカルバゾン	0.002	mg/L	73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02	mg/L
17	イプロベンホス(IBP)	0.09	mg/L	74	ピリダフェンチオン	0.002	mg/L
18	イミノクタジン	0.006	mg/L	75	ピリプチカルブ	0.02	mg/L
19	インダノファン	0.009	mg/L	76	ピロキロン	0.05	mg/L
20	エスプロカルブ	0.03	mg/L	77	フィプロニル	0.0005	mg/L
21	エトフェンプロックス	0.08	mg/L	78	フェニトロチオン(MEP)	0.01	mg/L
22	エンドスルファン(ベンゾエピン)	0.01	mg/L	79	フェノブカルブ(BPMC)	0.03	mg/L
23	オキサジクロメホン	0.02	mg/L	80	フェリムゾン	0.05	mg/L
24	オキシ銅(有機銅)	0.03	mg/L	81	フェンチオン(MPP)	0.006	mg/L
25	オリサストロビン	0.1	mg/L	82	フェントエート(PAP)	0.007	mg/L
26	カズサホス	0.0006	mg/L	83	フェントラザミド	0.01	mg/L
27	カフェンストロール	0.008	mg/L	84	フサライド	0.1	mg/L
28	カルタップ	0.05	mg/L	85	ブタクロール	0.03	mg/L
29	カルバリル(NAC)	0.02	mg/L	86	ブタミホス	0.02	mg/L
30	カルボフラン	0.0003	mg/L	87	ブプロフェジン	0.02	mg/L
31	キノクラミン(ACN)	0.005	mg/L	88	フルアジナム	0.03	mg/L
32	キャプタン	0.3	mg/L	89	プレチラクロール	0.05	mg/L
33	クミルロン	0.03	mg/L	90	プロシミドン	0.09	mg/L
34	グリホサート	2	mg/L	91	プロチオホス	0.007	mg/L
35	グルホシネート	0.02	mg/L	92	プロピコナゾール	0.05	mg/L
36	クロメプロップ	0.02	mg/L	93	プロピザミド	0.05	mg/L
37	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001	mg/L	94	プロベナゾール	0.03	mg/L
38	クロルピリホス	0.003	mg/L	95	プロモブチド	0.1	mg/L
39	クロタロニル(TPN)	0.05	mg/L	96	ベノミル	0.02	mg/L
40	シアナジン	0.001	mg/L	97	ベンシクロン	0.1	mg/L
41	シアノホス(CYAP)	0.003	mg/L	98	ベンゾピシクロン	0.09	mg/L
42	ジウロン(DCMU)	0.02	mg/L	99	ベンゾフェナップ	0.005	mg/L
43	ジクロベニル(DBN)	0.03	mg/L	100	ベンタゾン	0.2	mg/L
44	ジクロルボス(DDVP)	0.008	mg/L	101	ベンディメタリン	0.3	mg/L
45	ジクワット	0.01	mg/L	102	ベンフルカルブ	0.02	mg/L
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004	mg/L	103	ベンフルラリン(バスロジン)	0.01	mg/L
47	ジチオカルバメート系農薬	0.005 <sup>注1</sup>	mg/L	104	ベンフレセート	0.07	mg/L
48	ジチオピル	0.009	mg/L	105	ホスチアゼート	0.005	mg/L
49	シハロホップブチル	0.006	mg/L	106	マラチオン(マラソン)	0.7	mg/L
50	シマジン(CAT)	0.003	mg/L	107	メコプロップ(MCPP)	0.05	mg/L
51	ジメタメトリン	0.02	mg/L	108	メソミル	0.03	mg/L
52	ジメトエート	0.05	mg/L	109	メタラキシル	0.2	mg/L
53	シメトリン	0.03	mg/L	110	メチダチオン(DMTP)	0.004	mg/L
54	ダイアジノン	0.003	mg/L	111	メミノストロビン	0.04	mg/L
55	ダイムロン	0.8	mg/L	112	メトリブジン	0.03	mg/L
56	ダゾメット、メタム(カーバム) 及びメチルイソチオシアネート	0.01 <sup>注2</sup>	mg/L	113	メフェナセート	0.02	mg/L
57	チアジニル	0.1	mg/L	114	メプロニル	0.1	mg/L
				115	モリネート	0.005	mg/L

注1 二硫化炭素として

注2 メチルイソチオシアネートとして

別表-5 九十九里地域における検査項目及び検査頻度（その他項目）

独自設定項目	検査方法	単位	給水地点 配水場	浄水場(*1)		水源	
				浄水	原水	河川 (栗山川栗嶋橋)	東金ダム 長柄ダム
1 水温	自己	℃	12	12	12	12	12
2 アンモニア態窒素	自己	mg/L			12	12	
3 電気伝導率	自己	mS/m	12	12	12	12	12
4 アルカリ度	自己	mg/L		12	12	12	
5 浮遊物質	自己	mg/L			12	12	12
6 溶存酸素(DO)	自己	mg/L			12	12	12
7 生物化学的酸素要求量(BOD)	自己	mg/L			12	12	
8 化学的酸素要求量(COD)	自己	mg/L			12	12	12
9 総リン	自己	mg/L			12	12	12
10 総窒素	自己	mg/L			12	12	12
11 紫外線吸光度	自己			12	12	12	12
12 臭化物イオン	自己	mg/L		12	12	12	
13 リン酸イオン	自己	mg/L			12	12	
14 嫌気性芽胞菌	委託	CFU/100mL			4		
15 クリプトスポリジウム	委託	個/10L			4		
16 ジアルジア	委託	個/10L			4		
17 植物プランクトン	自己	単位数/mL					12
18 クロロフィルa	自己	mg/L					12
19 トリハロメタン生成能	委託	mg/L				4	
20 放射性物質(*2)	委託	Bq/kg		4	4		

\*1 :浄水場では維持管理のための水質検査を別途実施しています。

\*2 :セシウム134及びセシウム137を対象項目とします。目標値は合計値で10Bq/kg以下

別表－6 南房総地域における検査項目及び検査頻度（毎日検査項目）

毎日検査項目		検査方法	(検査回数/日) 給水地点(*1)
1	色	水質自動測定器	1
2	濁り	水質自動測定器	1
3	残留塩素(*2)	水質自動測定器	1

\*1 :各送水系統の末端に位置する白浜浄水池及び第3配水池で行います。

\*2 :残留塩素については全ての給水地点に自動測定器を設置し、消毒の効果を確認しています。

別表一 南房総地域における検査項目及び検査頻度（水質基準項目）

(検査回数/年)

	水質基準項目	検査方法	水質基準値	単位	法令に定める検査頻度(*1)	給水地点	送水過程 場外施設 (*2)	浄水場(*3)		
								浄水	原水	
健康に関する項目	1 一般細菌	自己	100以下	CFU/mL	月1回以上	12		12	12	
	2 大腸菌	自己	検出されないこと			12		12	12	
	3 カドミウム及びその化合物	自己	0.003以下	mg/L		4		12	12	
	4 水銀及びその化合物	自己	0.0005以下	mg/L		4		12	12	
	5 セレン及びその化合物	自己	0.01以下	mg/L		4		12	12	
	6 鉛及びその化合物	自己	0.01以下	mg/L		4		12	12	
	7 ヒ素及びその化合物	自己	0.01以下	mg/L		4		12	12	
	8 六価クロム化合物	自己	0.02以下	mg/L		4		12	12	
	9 亜硝酸態窒素	自己	0.04以下	mg/L		12		12	12	
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	自己	0.01以下	mg/L		4		12	12	
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	自己	10以下	mg/L		12		12	12	
	12 フッ素及びその化合物	自己	0.8以下	mg/L		4		12	12	
	13 ホウ素及びその化合物	自己	1.0以下	mg/L		4		12	12	
	14 四塩化炭素	自己	0.002以下	mg/L		4		12	12	
	15 1,4-ジオキサン	自己	0.05以下	mg/L		4		12	12	
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	自己	0.04以下	mg/L		4		12	12	
	17 ジクロロメタン	自己	0.02以下	mg/L		4		12	12	
	18 テトラクロロエチレン	自己	0.01以下	mg/L		4		12	12	
	19 トリクロロエチレン	自己	0.01以下	mg/L		4		12	12	
20 ベルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びベルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	委託	0.00005以下	mg/L	年4回以上	4		4	4		
21 ベンゼン	自己	0.01以下	mg/L		4		12	12		
22 塩素酸	自己	0.6以下	mg/L		12		12			
23 クロロ酢酸	自己	0.02以下	mg/L		4		12			
24 クロロホルム	自己	0.06以下	mg/L		12(*4)	12	12			
25 ジクロロ酢酸	自己	0.03以下	mg/L		4		12			
26 ジブromクロロメタン	自己	0.1以下	mg/L		12(*4)	12	12			
27 臭素酸	自己	0.01以下	mg/L		12		12			
28 総トリハロメタン	自己	0.1以下	mg/L		12(*4)	12	12			
29 トリクロロ酢酸	自己	0.03以下	mg/L		4		12			
30 ブロモジクロロメタン	自己	0.03以下	mg/L		12(*4)	12	12			
31 ブロモホルム	自己	0.09以下	mg/L		12(*4)	12	12			
32 ホルムアルデヒド	自己	0.08以下	mg/L		4		12			
性状に関する項目	33 亜鉛及びその化合物	自己	1.0以下	mg/L	月1回以上	4		12	12	
	34 アルミニウム及びその化合物	自己	0.2以下	mg/L		4		12	12	
	35 鉄及びその化合物	自己	0.3以下	mg/L		4		12	12	
	36 銅及びその化合物	自己	1.0以下	mg/L		4		12	12	
	37 ナトリウム及びその化合物	自己	200以下	mg/L		4		12	12	
	38 マンガン及びその化合物	自己	0.05以下	mg/L		4		12	12	
	39 塩化物イオン	自己	200以下	mg/L		12		12	12	
	40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	自己	300以下	mg/L		4		12	12	
	41 蒸発残留物	自己	500以下	mg/L		年4回以上	4		12	12
	42 陰イオン界面活性剤	委託	0.2以下	mg/L			4		4	4
	43 ジェオスミン	自己	0.00001以下	mg/L		発生時期に 月1回以上	12		12	12
	44 2-メチルイソボルネオール	自己	0.00001以下	mg/L			12		12	12
	45 非イオン界面活性剤	委託	0.02以下	mg/L		年4回以上	4		4	4
	46 フェノール類	自己	0.005以下	mg/L			4		12	12
	47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	自己	3以下	mg/L		月1回以上	12		12	12
48 pH値	自己	5.8以上8.6以下		12(*4)	12		12	12		
49 味	自己	異常でないこと		12			12			
50 臭気	自己	異常でないこと		12			12	12		
51 色度	自己	5以下	度	12(*5)			12	12		
52 濁度	自己	2以下	度	12(*5)			12	12		

\*1 : 法令の対象となる検査地点は給水地点のみです。

\*2 : 第1送水調整池及び平塚追加塩素設備

\*3 : 浄水場では維持管理のための水質検査を別途実施しています。

\*4 : 最遠地である白浜浄水池では維持管理のための水質検査を別途実施しています。

\*5 : 職員による定期検査の他、各系統を代表して白浜浄水池及び第3配水池では、水質自動測定器で常時監視を行っています。

別表-8 南房総地域における検査項目及び検査頻度（水質管理目標設定項目）

(検査回数/年)

水質管理目標設定項目	検査方法	目標値 (P:暫定値)	単位	給水地点	送水過程	浄水場(*2)	
					場外施設 (*1)	浄水	原水
1 アンチモン及びその化合物	自己	0.02以下	mg/L	4(*3)		4	4
2 ウラン及びその化合物	自己	0.002P以下	mg/L	4(*3)		4	4
3 ニッケル及びその化合物	自己	0.02以下	mg/L	4(*3)		4	4
4 No.4に設定されていた亜硝酸態窒素は、平成26年度から水質基準項目に移行されました。							
5 1,2-ジクロロエタン	自己	0.004以下	mg/L	4(*3)		4	4
6 No.6に設定されていたトランス-1,2-ジクロロエチレンは平成21年度から水質基準項目に移行されました。							
7 No.7に設定されていた1,1,2-トリクロロエタンは削除されました。							
8 トルエン	自己	0.4以下	mg/L	4(*3)		4	4
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	委託	0.08以下	mg/L	4(*3)		4	4
10 亜塩素酸	-	0.6以下	mg/L	二酸化塩素を使用していないため、検査を省略			
11 No.11に設定されていた塩素酸は平成20年度から水質基準項目に移行されました。							
12 二酸化塩素	-	0.6以下	mg/L	二酸化塩素を使用していないため、検査を省略			
13 ジクロロアセトニトリル	自己	0.01P以下	mg/L	4(*3)		4	
14 抱水クロラール	自己	0.02P以下	mg/L	4(*3)		4	
15 農薬類	委託	1以下(*4)				2	2
16 残留塩素	自己	1以下	mg/L	12(*5、*6)	12(*5)	12	
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	自己	10以上100以下	mg/L	水質基準と重複する項目			
18 マンガン及びその化合物	自己	0.01以下	mg/L	水質基準と重複する項目			
19 遊離炭酸	自己	20以下	mg/L	4		12	12
20 1,1,1-トリクロロエタン	自己	0.3以下	mg/L	4(*3)		4	4
21 メチル-tert-ブチルエーテル	自己	0.02以下	mg/L	4(*3)		4	4
22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	-	3以下	mg/L	水質基準項目(全有機炭素(TOC)の量)の検査で代替できるため省略			
23 臭気強度(TON)	自己	3以下					12
24 蒸発残留物	自己	30以上200以下	mg/L	水質基準と重複する項目			
25 濁度	自己	1以下	度	水質基準と重複する項目			
26 pH値	自己	7.5程度		水質基準と重複する項目			
27 腐食性(ランゲリア指数)	自己	-1程度以上とし 極力0に近づける		4		12	12
28 従属栄養細菌	自己	2000P以下	CFU/mL	12		12	12
29 1,1-ジクロロエチレン	自己	0.1以下	mg/L	4(*3)		4	4
30 アルミニウム及びその化合物	自己	0.1以下	mg/L	水質基準と重複する項目			
31 No.31に設定されていたペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)は令和8年度から水質基準項目に移行されます。							

\*1 : 第1送水調整池及び平塚追加塩素設備

\*2 : 浄水場では維持管理のための水質検査を別途実施しています。

\*3 : 最遠地である白浜浄水池のみ実施しています。

\*4 : 検出値を各目標値で除した値を合計し、その合計値が1以下であることを示します。検査項目は別表-9に示す115項目とします。

\*5 : 毎月1回の職員による検査の他に、水質自動測定器で常時監視を行っています。

\*6 : 最遠地である白浜浄水池では維持管理のための水質検査を別途実施しています。

別表-9 南房総地域における検査項目（農薬類）

番号	農薬名	目標値	単位	番号	農薬名	目標値	単位
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.06	mg/L	58	チウラム	0.02	mg/L
2	2,2-DPA(ダラボン)	0.08	mg/L	59	チオジカルブ	0.08	mg/L
3	2,4-D(2,4-PA)	0.02	mg/L	60	チオファネートメチル	0.3	mg/L
4	EPN	0.004	mg/L	61	チオベンカルブ	0.02	mg/L
5	MCPA	0.005	mg/L	62	テフリルトリオン	0.002	mg/L
6	アシュラム	0.9	mg/L	63	テルブカルブ(MBPMC)	0.02	mg/L
7	アセフェート	0.006	mg/L	64	トリクロビル	0.006	mg/L
8	アトラジン	0.01	mg/L	65	トリクロルホン(DEP)	0.005	mg/L
9	アニロホス	0.003	mg/L	66	トリシクラゾール	0.1	mg/L
10	アミトラズ	0.006	mg/L	67	トリフルラリン	0.06	mg/L
11	アラクロール	0.03	mg/L	68	ナプロパミド	0.03	mg/L
12	イソキサチオン	0.005	mg/L	69	バラコート	0.01	mg/L
13	イソフェンホス	0.001	mg/L	70	ピペロホス	0.0009	mg/L
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	mg/L	71	ピラクロニル	0.01	mg/L
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3	mg/L	72	ピラゾキシフェン	0.004	mg/L
16	イプフェンカルバゾン	0.002	mg/L	73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02	mg/L
17	イプロベンホス(IBP)	0.09	mg/L	74	ピリダフェンチオン	0.002	mg/L
18	イミノクタジン	0.006	mg/L	75	ピリプチカルブ	0.02	mg/L
19	インダノファン	0.009	mg/L	76	ピロキロン	0.05	mg/L
20	エスプロカルブ	0.03	mg/L	77	フィプロニル	0.0005	mg/L
21	エトフェンプロックス	0.08	mg/L	78	フェニトロチオン(MEP)	0.01	mg/L
22	エンドスルファン(ベンゾエピン)	0.01	mg/L	79	フェノブカルブ(BPMC)	0.03	mg/L
23	オキサジクロメホン	0.02	mg/L	80	フェリムゾン	0.05	mg/L
24	オキシ銅(有機銅)	0.03	mg/L	81	フェンチオン(MPP)	0.006	mg/L
25	オリサストロビン	0.1	mg/L	82	フェントエート(PAP)	0.007	mg/L
26	カズサホス	0.0006	mg/L	83	フェントラザミド	0.01	mg/L
27	カフェンストロール	0.008	mg/L	84	フサライド	0.1	mg/L
28	カルタップ	0.05	mg/L	85	ブタクロール	0.03	mg/L
29	カルバリル(NAC)	0.02	mg/L	86	ブタミホス	0.02	mg/L
30	カルボフラン	0.0003	mg/L	87	ブプロフェジン	0.02	mg/L
31	キノクラミン(ACN)	0.005	mg/L	88	フルアジナム	0.03	mg/L
32	キャプタン	0.3	mg/L	89	プレチラクロール	0.05	mg/L
33	クミルロン	0.03	mg/L	90	プロシミドン	0.09	mg/L
34	グリホサート	2	mg/L	91	プロチオホス	0.007	mg/L
35	グルホシネート	0.02	mg/L	92	プロピコナゾール	0.05	mg/L
36	クロメプロップ	0.02	mg/L	93	プロピザミド	0.05	mg/L
37	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001	mg/L	94	プロベナゾール	0.03	mg/L
38	クロルピリホス	0.003	mg/L	95	プロモブチド	0.1	mg/L
39	クロタロニル(TPN)	0.05	mg/L	96	ベノミル	0.02	mg/L
40	シアナジン	0.001	mg/L	97	ベンシクロン	0.1	mg/L
41	シアノホス(CYAP)	0.003	mg/L	98	ベンゾピシクロン	0.09	mg/L
42	ジウロン(DCMU)	0.02	mg/L	99	ベンゾフェナップ	0.005	mg/L
43	ジクロベニル(DBN)	0.03	mg/L	100	ベンタゾン	0.2	mg/L
44	ジクロルボス(DDVP)	0.008	mg/L	101	ベンディメタリン	0.3	mg/L
45	ジクワット	0.01	mg/L	102	ベンフルカルブ	0.02	mg/L
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004	mg/L	103	ベンフルラリン(バスロジン)	0.01	mg/L
47	ジチオカルバメート系農薬	0.005 <sup>注1</sup>	mg/L	104	ベンフレセート	0.07	mg/L
48	ジチオピル	0.009	mg/L	105	ホスチアゼート	0.005	mg/L
49	シハロホップブチル	0.006	mg/L	106	マラチオン(マラソン)	0.7	mg/L
50	シマジン(CAT)	0.003	mg/L	107	メコプロップ(MCPP)	0.05	mg/L
51	ジメタメトリン	0.02	mg/L	108	メゾミル	0.03	mg/L
52	ジメトエート	0.05	mg/L	109	メタラキシル	0.2	mg/L
53	シメトリン	0.03	mg/L	110	メチダチオン(DMTP)	0.004	mg/L
54	ダイアジノン	0.003	mg/L	111	メミノストロビン	0.04	mg/L
55	ダイムロン	0.8	mg/L	112	メトリブジン	0.03	mg/L
56	ダゾメット、メタム(カーバム) 及びメチルイソチオシアネート	0.01 <sup>注2</sup>	mg/L	113	メフェナセツト	0.02	mg/L
57	チアジニル	0.1	mg/L	114	メプロニル	0.1	mg/L
				115	モリネート	0.005	mg/L

注1 二硫化炭素として

注2 メチルイソチオシアネートとして

別表—10 南房総地域における検査項目及び検査頻度（その他項目）

(検査回数/年)

その他項目	検査方法	単位	給水地点	送水過程	浄水場(*2)	
				場外施設(*1)	浄水	原水
1 水温	自己	℃	12(*3)	12	12	12
2 アルカリ度	自己	mg/L			12	12
3 電気伝導率	自己	mS/m	12(*3)	12	12	12
4 アンモニア態窒素	自己	mg/L				12
5 紫外線吸光度	自己				12	12
6 化学的酸素要求量(COD)	自己	mg/L				12
7 溶存酸素(DO)	自己	mg/L				12
8 総窒素	自己	mg/L				12
9 総リン	自己	mg/L				12
10 浮遊物質	自己	mg/L				12
11 嫌気性芽胞菌	自己	CFU/100mL				12
12 クリプトスポリジウム	委託	個/10L				4
13 ジアルジア	委託	個/10L				4
14 植物プランクトン	自己	単位数/mL				12
15 トリハロメタン生成能	自己	mg/L				12
16 放射性物質(*4)	委託	Bq/kg			4	4

\*1 : 第1送水調整池及び平塚追加塩素設備

\*2 : 浄水場では維持管理のための水質検査を別途実施しています。

\*3 : 最遠地である白浜浄水池では維持管理のための水質検査を別途実施しています。

\*4 : セシウム134及びセシウム137を対象項目とします。目標値は合計値で10Bq/kg以下